

フットボールクラブうりぼう

クラブ規約

09版

フットボールクラブうりぼう規約

第1章 名称

第1条 本クラブの名称を「フットボールクラブうりぼう」と称する。

第2章 目的

第1条 フットボールクラブうりぼう(以下「クラブ」と言う)は、スポーツを愛する者をもって構成し、サッカー等を通じて地域の仲間との交流を図り、青少年の健全育成に寄与するとともに、あらゆる文化体育活動に参画することを目的とする。

第3章 活動

第1条 クラブは次の活動を行う。

- (1) 各協会主催の試合
- (2) 親善(交流)試合
- (3) 練習
- (4) 文化体育活動
- (5) 親睦会
- (6) その他クラブ会長が認めた活動 (キッズ啓発活動等)

第4章 会員構成

第1条 クラブは次の会員で構成する。

- (1) クラブ員
- (2) 育成会員(クラブ員の保護者)
- (3) 賛助会員(指導者)

第5章 クラブの役員

第1条 会長

クラブの会長は賛助会員の中から選出し、クラブを代表する。又、会長は全ての活動について統括するとともに、事務局を会長宅におく。

第2条 副会長

クラブの副会長は賛助会員の中から選出し、会長を補佐するとともに、会長に不慮事故有る時はこれを代行する。

第3条 指導部長

クラブの指導部長は賛助会員の中から選出し、フットサルを含めたクラブ全体の指導計画を策定するとともに、クラブ員のみならず、指導者の育成をも図る。

第4条 技術部長

クラブの技術部長は賛助会員の中から選出し、クラブ員の技術力向上施策を企画実践する。

第5条 審判部長

クラブの審判部長は賛助会員の中から選出し、審判の技術力向上施策を企画実践する。

第6条 指導者

クラブの指導者はクラブ会員から委嘱された者に限る。

第7条 育成部長

クラブの育成部長はクラブ員の保護者から総会により選出し、育成会員相互の調整を行い、クラブ活動が円滑に行えるように指導部を援助する。

第8条 育成副部長

クラブの育成副部長はクラブ員の保護者から総会により選出し、育成部長を補佐する。

第9条 学年幹事

クラブの学年幹事はクラブ員の保護者から総会により選出し、育成部長又は育成副部長のもと、クラブ活動が円滑に行えるよう指導部を援助する。

育成部長又は育成副部長の選任無い場合は、クラブ会長のもとクラブ活動が円滑に行えるよう指導部を援助する。

第10条 学年副幹事

クラブの学年副幹事はクラブ員の保護者から総会により選出し、学年幹事を補佐する。

第11条 会計部長

クラブの会計部長はクラブ員の保護者から総会により選出し、クラブ会長の指示により、会費の徴収並びに諸経費の出納を行う。

第12条 監査部長

クラブの監査部長はクラブ員の保護者から総会により選出し、会計の状況を監査し、総会に報告する。

第13条 役員の任期

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第6章 クラブ員の資格

第1条 クラブ員は第2章第1条の目的に賛同する者に限る。

第2条 クラブ員の資格は小学校1年生から6年生とする。

第3条 クラブ員の入会に際して、クラブ会長に「入会届け」を提出しなければならない。

第4条 クラブ員の退会に際して、クラブ会長に「退会届け」を提出しなければならない。

第7章 育成会費

第1条 クラブの経費は以下の収入をもって賄う。原則として特別会計枠と一般会計枠に分けるが、クラブ会長の判断により、相互の運用を行うことが出来る。

(1) クラブ員入会金 3,000円（原則として特別会計枠とする。）

(2) 育成会費 半期4年生以上10,000円、3年生9,000円、2年生以下6,000円、但し保険料と登録料は別に必要分を徴収する。（原則として一般会計枠とする。）

(3) 寄付金

(4) 特別会計（必要により徴収する。）

第2条 会費の徴収は前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分けてその前月に行う。

第3条 クラブ員が退会等の場合は、理由の如何を問わず納入済みの入会金は返納しない。育成会費については退会届を会長が受領した翌月から起算して、残りの月額分を返却する。但し、選手登録費及びスポーツ安全保険料を差し引いたものとする。

第4条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第8章 総会及び役員会

第1条 総会は育成会員及び賛助会員で構成し毎年開催する。但し、クラブ会員が必要と認めた場合は、臨時開催を行うことが出来る。

又は、臨時開催についてのみ、書面による措置により、総会に替えることが出来る。

総会においては以下の事項を審議する。

(1) 役員の選任

(2) 活動報告

(3) 会計報告

- (4) 活動予定
- (5) 規約の改廃
- (6) その他重要事項等

第2条 役員会はクラブ役員及び指導者で構成する。役員会は必要の都度、クラブ会長又は、役員の過半数が必要と認めた場合は開催する。

第9章 奉仕

- 第1条** 役員、育成会員及び指導者の任務は、原則として奉仕とする。
但し、クラブ会長が認めた事項については、育成会費より「スタッフ、役員の必要経費支給規定」に基づき、必要な経費は補助する。
- 第2条** また、奉仕の範囲を超える、負荷が高く継続して行うような活動に関しては、クラブの継続的な運営を考慮し、謝金を当てることでその活動を補助することとする。

尚、奉仕の範囲を超える、負荷が高い活動とは、賛助会員（指導者）が、土日以外に自らの仕事を休んで行う必要がある、または影響を及ぼす可能性がある活動等を指す。

（例：平日昼間の施設手続き、会議等への参加、県への審判出役、指導に関する計画・段取り等）

機能区分	具体的な内容	報酬
技術管理	指導者育成研修、育成、そのほか技術向上に関する準備や段取り活動	10,000円／月
スクール管理	平日のスクール運営の出役及び管理、練習計画作成等の活動	7,500円／週
事務作業	クラブ員募集チラシ作成やポスティング、試合スケジュール組み、手続き、総会資料作成等	20,000円／月
審判出役	トップリーグ及び／又は地区の審判出役、会議への出席、審判技術向上に伴う教育指導	5,000円／月

第10章 事故対策

- 第1条** クラブ員は疾病等がある場合は活動してはならない。又は、疾病あるものを活動させてはならない。
- 第2条** クラブ員及び賛助会員はクラブの指定するスポーツ安全保険に加入しなければならない。又、クラブ会長の認めたクラブ役員はスポーツ安全保険に加入することが出来る。原則としてその費用は育成会費から賄う。
- 第3条** 事故の有った場合の責任として、スポーツ安全保険の範囲にとどめ、クラブはそれ以外の責任を一切負わない。

第11章 規約の変更

- 第1条** 規約の改廃は総会において、出席者の過半数以上の賛成により、改廃することが出来る。

付則 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

規約改正 第7章第3条 平成14年3月17日追加（平成14年4月1日施行）

第7章第3条 平成15年3月16日改正（平成15年4月1日施行）
全章条項順 平成21年3月22日（誤記訂正）（平成21年4月1日施行）
第7章第1条 平成30年5月 6日改正（平成30年5月6日施行）
第3章第1条（6） 平成31年4月29日改正（平成31年4月29日施行）
第6章第2条 平成31年4月29日改正（平成31年4月29日施行）
第9章第1条 平成31年4月29日改正（平成31年4月29日施行）
第7章第1条 令和2年6月7日改正（令和2年6月8日施行）
第9章第2条 令和5年6月22日追記（令和5年7月1日施行） 09版（本改訂より版設置）